

1. 件名：規制制度の運用等に関する東芝エネルギーシステムズ（株）との面談

2. 日時：令和5年11月27日（月）14時20分～15時25分

3. 場所：東芝エネルギーシステムズ（株）原子力技術研究所 会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

大向安全規制管理官、福永原子力運転検査官

川崎原子力規制事務所

平田事務所長

東芝エネルギーシステムズ株式会社

原子力技術研究所 所長 他6名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所（以下「事業者」という。）に対し、原子力規制検査制度の現状の所感等について質問し、以下のとおり説明を受けた。

- ・人材の確保について、職員が高齢化していて、新規採用者の当研究所に対する配属希望者が少なく、更に業務の中核を担う40代の職員が殆どいない等人材の確保と技術伝承が課題である。
- ・予算の確保について、施設の維持に必要な予算は優先的に配分されているが、廃棄物の処分が目途が立っていないため、廃止措置が進まず、施設の維持にかかる費用が研究費を圧迫している。
- ・原子力検査官とのコミュニケーションは良好であり、現状、改善すべき点は特にない。
- ・CAP (Corrective Action Program) 活動について、GR (Condition Report) の検討により改善が進んでいると実感している。また、CAP活動によって、若手への技術伝承にもなっている。
- ・原子力検査制度について、保安検査の時のように検査のための資料作成がなくなったこと等により、職員の検査対応の負担が減ったと実感している。
- ・フリーアクセスについて、以前は職員の執務室内に原子力検査官の席を設置し、資料確認等に利用できるようにしていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、現在、執務室内の席の利用を一時停止している。

- (2) 原子力規制庁から事業者に対し、以下のとおりコメントした。
- ・廃棄物の処分について、現在、文部科学省を中心に検討を行っているので、その動向に注視していただきたい。
 - ・フリーアクセスについて、職員の執務室内に原子力検査官の席を設ける方法がフリーアクセスとして望ましい形なので、停止していた運用を再開していただきたい。
- (3) 事業者から原子力規制庁に対し、燃料の払出しの状況や廃棄物の内容確認の状況等について、情報共有があり、原子力規制庁から、必要に応じて、担当部署へ報告し、法令等に基づき適切に対応するよう伝えた。

6. 配布資料

なし